

日曜開庁について

【ご意見】

私名義のスクーターを今週末に譲渡するので、本日妻に廃車手続きに税務課に行ってもらいました。すると窓口で本当に譲渡するのか？譲渡した後で手続き出来ないか？譲渡が嘘なら犯罪になる。等まるで犯罪者扱いされてもう行きたくない。簡単な手続きなんてウソじゃないか！と激しく罵られました。今後はもう市役所関係の用事は頼めません。市の対応は代理人をたてる事を困難にして直接本人が行かなければならない状況を作っています。本来お願いできる代理人がいるのに会社を休んで収入を減らしてまで市役所に行く理由が私本人には見つかりません。

ですから本人が行ける様に市役所全部署の日曜開庁をまずは月1回、最終的には月2回は実施して頂ける様に提案します。

このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございます。
お寄せいただきました内容につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

【回答：税務課（廃車手続きについて）】

このたびは、廃車手続きに伴う対応でご不快な思いをさせてしまい、誠に申し訳ございませんでした。

市で登録や廃車のお手続きができる車両は、所有している時点で課税対象となります。このことから、千曲市ではトラブルを未然に防ぐため、廃車を行う際、必ず対象車両の所在確認を行っております。もし、まだ車両を所有されている場合は、処分されるかどなたかに譲渡してから再来庁していただき、廃車のお手続きをお願いしております。

しかしながら、現在のコロナ禍において、再来庁をお願いすることは難しいため、譲渡等をされる日をお約束していただいた上で廃車手続きを行うよう弾力的に対応しております。また、その際、注意事項として、廃車した車両が譲渡されず、自身で所有されていることが発覚した場合、課税させていただく旨をご説明させていただいております。

なお、ご本人が来庁していただいた場合でも同様にお話を伺い、

廃車処理を行いますのでお含みおきください。

職員の対応については、今後は市民の方がご不快な思いをしないように努めてまいりますので何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

【回答：総務課（日曜開庁について）】

ご提案の日曜開庁につきましては、現在、市民課の窓口業務について、月 1 回の日曜開庁（第 2 日曜日）を実施しているところですが、ご提案いただきました「全部署の日曜開庁（月 1 回）」につきましては、利用見込み及び人件費の増加や働き方改革などの面から実施は困難だと考えています。

市役所での手続きについては、窓口での手続きのほか、郵送申請可能なものもありますので、事前にお問合せいただければと存じます。また、今後はマイナンバーカードを使用した電子手続きも推進していく予定ですので、ご理解をお願いします。